

○H27年度熊本県教育職員免許法認定講習における特別支援学校教諭二種免許状の単位修得例

(平成19年度以降開設科目及び平成18年度以前の開設科目を読み替えて使用した場合)

<p>第2欄 「心理等に 関する科 目」と「教育 課程等に 関する科 目」の双方を含 むように</p>	基礎理論 1単位	基礎理論 1単位	基礎理論 1単位	H23年度～		
	視覚障害 教育 1単位	視覚障害 教育 1単位	視覚障害 教育 1単位			
	視覚障害 心理 1単位	視覚障害 心理 1単位	視覚障害 心理 1単位			
	聴覚障害 教育 1単位	聴覚障害 教育 1単位	聴覚障害 教育 1単位			
	聴覚障害 心理 1単位	聴覚障害 心理 1単位	聴覚障害 心理 1単位			
	知的 1単位	知的 1単位	知的 1単位			
	肢体不自由 1単位	肢体不自由 1単位	肢体不自由 1単位			
	病弱 1単位	病弱 1単位	病弱 1単位			
	重複・LD等 (知的・肢体) 1単位	重複・LD等 (知的・肢体) 1単位	重複・LD等 (知的・肢体) 1単位			
	修得単位数 7単位	9単位	8単位	6単位		
<p>免許状に 定められる 教育領域</p>		<p>病弱 視覚障害 聴覚障害</p>	<p>知的 肢体不自由 病弱 視覚障害 聴覚障害</p>	<p>知的 病弱 視覚障害 聴覚障害</p>	<p>肢体不自由 病弱 視覚障害 聴覚障害</p>	<p>知的 肢体不自由 病弱</p>
<p>第1欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目</p>						
<p>中心となる領域</p>						
<p>第2欄 特別支援教育領域に関する科目</p>						
<p>中心となる領域 (含む領域)</p>						
<p>第3欄 免許状に定められこととなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目</p>						

※第2欄の科目的単位修得方法

- イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する領域を定める場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目(以下、「心理等に関する科目」という。)並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目(以下、「教育課程等に関する科目」という。)についてそれぞれ1単位以上。
- ロ 知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する領域を定める場合にあっては、当該領域に関する「心理等に関する科目」並びに「教育課程等に関する科目」の両方の内容を含んで1単位以上。
(本県の認定講習における、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する領域に係る科目は、それぞれ1科目(1単位)に、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の両方の内容を含んでいる。)

※第3欄の科目的単位修得方法

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項(重複・LD等領域)のうち、免許状に定められこととなる特別支援教育領域(第2欄)以外の全ての事項を含むものとする。
(「含む領域」が定められている科目は、当該領域について第3欄の内容を満たすことが可能。)

※なお、H20まで本県の認定講習において第3欄科目「重複・LD等に関する科目」については「教育課程等に関する科目」として開設していたが、「心理等に関する科目」も含んでいたものとして取り扱う。